平成30年度

熊野町農業委員会 議事録

第10回

熊野町農業委員会

平成30年度第10回 熊野町農業委員会

- 1. 開催日時 平成31年3月20日(水)午前9時
- 2. 開催場所 役場3階 303会議室
- 3. 出席委員(10人)

1番	木原	哲男
2番	中須	岩登
3番	岩井	治子
4番	橋川	勝則
5番	菅尾	寛治
6番	立花	宏保
7番	空田	忠
8番	庄賀	深雪
9番	原	恭博
10番	中村	家隆
	2 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番	3番 岩井 4番 橋川 5番 菅 立花 6番 空 庄 8番 庄 9番

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
委員	世良 正喜
委員	古武家光八
委員	佛圓 治徳

6. 議事録署名委員(2人)

委員8番 庄賀 深雪委員1番 木原 哲男

7. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 福嶋 春樹

 農業委員会
 書記
 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の
	規定による定足数に達していますので、ただ今から平成30年度第10
	回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事
	録署名者2名について、こちらから指名します。8番 庄賀委員と1番
	木原委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。
	事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第22号「熊野町
	農業委員会公印規程の制定について」を議題とします。事務局からの説明
	をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会公印規程を制定する議案について、ご説明します。こ
	の規程は、農業委員会で扱う公印について、管理や使用に関する明確な規
	程を定めるものです。主に、事務局での事務処理に関するもので、これま
	で町の公印規程を準用し、運用しておりましたが、この度、農業委員会と
	して整理させていただき、制定することにいたしました。なお、この規程
	に記載の無いものについては第6条のとおり町の規程を準用するもので
	す。以上が議案の内容です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。議案第22号「熊野町農業
	委員会公印規程の制定について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第22号「熊野町農業委員会公印
	規程の制定について」は原案どおり承認することに決定しました。次
	に、日程第2、議案第23号「平成30年度農地利用状況調査による非
	農地判定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第23号、平成30年度農地利用状況調査による非農地判定につい
	て説明いたします。この審議の内容は、昨年7月から9月にかけて委員
	の皆さんに調査していただいた農地利用状況調査をもとに、再生利用が

困難と見込まれる荒廃農地を「農地」に該当しないと判断するもので す。この非農地の判定基準は、平成21年農水省制定の「農地法の運用 について」により、次のようになっております。「①その土地が森林の様 相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困 難な場合」「②①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、 その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見 込まれる場合 | 、このどちらかに該当する土地は、農地法第2条第1項に 該当しない農地と判断します。また、これらの判定には災害で被害を受 けた箇所及び違反転用に該当するものは含みません。委員会での議決後 に所有者及び関係機関に通知をすることとなっております。案として添 付しておりますが、所有者はこの通知を受けると、所有する農地が農地 法の規制を受けないことになります。この非農地通知をもって地目の変 更が可能になります。地目については、委員会での現況を記してはおり ますが、あくまで農地でないよということを言いたいので、実際の変更 後の地目は法務局の方で決まることになります。また、これに伴い固定 資産税の評価も変わりますが、税務課によると山林や原野だと評価額が 下がることがほとんどということです。また、この度の非農地判定を受 けた農地は、来年度より利用状況調査の対象外になります。この判定を するまでの流れをおおまかに説明しますと、まず初めに皆さんに利用状 況調査でB分類となった農地を事務局で現地確認に行きました。その時に 撮影したものがこちらの現況写真です。こちらは森林の中や災害で立ち入 りが困難な箇所以外のすべての写真です。ここから事務局にて、非農地と する判断基準に達しているか、また違反転用に該当していないか等を確認 しました。さらに、昨年の7月豪雨災害のすぐあとに撮影された航空写真 にて森林の中や災害で立ち入りが困難な箇所の確認を一筆ずつ行った結 果、別紙のとおり、所有者378人、全911筆、422,703㎡うち 田が629筆 288,175㎡、畑が282筆 134,528㎡です。 調整区域内外の区別としては、市街化区域62筆 25,691㎡、調整 区域849筆 397,012㎡であり、うち農業振興地域は418筆 182,569㎡の農地が農地法第2条第1項に該当しない農地と判断し ました。位置図は番号を振っておりますが、町内全域で地図が大きく全員

	にお配りできないため、こちらに貼っております。以上で説明を終わりま
	す。ご審議のほどよろしくお願いします。
 議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	はい、前回調べた分で事務局が行ったというでしょ、どうでした?み
	んながやったのは正解でしたか。
事務局	ほとんど大丈夫でした。見て頂いたとおりでした。しかし、去年この調
	査を行う際に皆さんに違反転用とB分類の別を詳しく説明していなかっ
	たので、そこは少し混じっている所もありました。
○○委員	違反転用というのはどういう。
事務局	もう既に建物があるとかです。
○○委員	それは、市街化調整区域?
事務局	町内全域です。
○○委員	市街化区域だといいのですか?
事務局	いえ、届出が必要なので違反転用になります。
○○委員	前回も思ったのですが、判定方法が中々難しいですね。樹木とかいわ
	ゆる再生不能というやつ。
事務局	難しいと思います。森林のように絶対耕作できないような所がB判定と
	思っていただけたらと思います。でも、皆さんの評価の仕方でほぼ大丈夫
	でした。
○○委員	怖くて入れない所もたくさんありました、ここはいけないという所が。
事務局	来年度は、この非農地通知を出した所は調査対象外になるので負担が
	減ると思います。
議場	(その他、多数の者から発言あり)
議長	その他よろしいですね。それでは、お諮りします。議案第23号「平
	成30年度農地利用状況調査による非農地判定について」、ご異議はあり
	ませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第23号「平成30年度農地利用状
	沢調査による非農地判定について」は原案どおり承認することに決定しま
	した。次に、日程第3、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申

	請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
 事務局	議案第24号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。
	 まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。申請場所
	は○○地区にある○○公園を○○方面に向かう道沿い周辺の田22筆
	8,149m ² になります。今回の議案の内容は、譲渡人から息子さんへの
	 贈与となります。譲受人はこの所有権移転により、農地を約81アール所
	有することになるため、本町の下限面積の10アールを満たしておりま
	す。また、トラクターやコンバインも保有しており、農業を後継するため
	の設備等には問題無いと思われます。農地法第3条の規定による許可申請
	については、以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告
	ならびに補足説明を求めます。佛圓委員お願いします。
佛圓委員	この土地については、○○公園に向かうとても細いというか便利の悪い
	所ですけど、お父さんから息子さんに譲るということです。これは、町外
	でなくて、町内の○○に住んでいる息子さんがやるということなので、距
	離的にもいいし、お父さんの元で育って周囲の状況もよくご存知である
	し、こういうケースの方が荒地は減ってくるのではないかという印象を受
	けました。やはり、農業というのはとにかく子供の時育って、その土地に
	愛着があってこそ初めてできるものであって、街に住んでおったら定年に
	なって帰ってこようと思ってもできないものです。ほとんどの土地がそう
	やって荒地になっていますので、これは非常にいいやり方だなという感じ
	を受けました。これから先は、やはり地域の人が協力してトラクターとか
	通っていいよと土地を通らせてくれたりしないと難しいと感じました。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
○○委員	相続でないということですか。
事務局	はい、贈与です。
○○委員	生前贈与になる訳ですか。
事務局	そうです。通常は相続、亡くなられた時に届出によって相続されるのが
	一般的だと思います。ですから、何がそこの間であるのか分かりませんけ
	ど、生前贈与という形をとられております。

00	実際に110万円以下になるということですかね。
○○委員	評価がかかってこんのですかね。
事務局	それが、かかってくる可能性がありますが、評価額については分かりま
	せん。
00	かかってくるのですか。
○○委員	相続時精算課税制度を使うのじゃないですか。2,500万円まで。相
	続の時に清算するとしたら、60歳以上の親から子に贈与できる制度があ
	るので、調べてみてください。
○○委員	今、話に出ていた生前贈与するか、死後に贈与するか、農地が荒れる
	原因は死後に贈与した所がほとんどです。特に熊野のように非常に狭い
	所で区画整備されていないので、道路も非常に入りにくい所がいっぱい
	ある訳です。こういうものを防止するのは、やはり生前贈与でなるべ
	く、親と子が話し合ってまとまることをやっておられんと、今まで以上
	に荒れてくるのではないかと思います。法律で色々と難しいこともある
	と思いますが、そういう状況を平素から話していないと後からぐちゃぐ
	ちゃになると、それを何とか防ぐようにしていかないと。自動運転で農
	業ができる所と違うので、子供たちも見向きもしないと思います。なの
	で、そういう法律の面とか贈与、委託の面でも便利というか考えないと
	農業は大変なことになると思います。
○○委員	これは誰もが感じていることですね。2,500万円の評価額はどうで
	るんです。
○○委員	熊野町で言うと町がつけておられる評価額に倍率をかけます。
○○委員	倍率は?
○○委員	1. 1倍です。それをやられる場合は、税理士に頼んだ方がいいです。
	申告の必要があるので。
○○委員	はい、分かりました。
議長	それでは、お諮りします。議案第24号「農地法第3条の規定による許
	可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、議案第24号「農地法第3条の規定によ

	る許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、
	日程第4 報告第15号「農地法第5条の規定による届出について」及び
	日程第5 報告第16号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」事
	務局から報告をお願いします。
事務局	報告第15号、第16号について、ご説明いたします。市街化区域内
	の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができ
	ることが認められております。本件につきましては、先月に農地転用届
	出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は、農
	地法第5条の規定による届出が3件、農地法施行規則第29条第1号の
	規定による農業用施設の届出が1件ありましたことをご報告します。以
	上です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。こ
	こで事務局から連絡事項があります。
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	次回の農業委員会は、4月19日(金)午前9時から開催予定です。議
	案については4月1日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまし
	て、平成30年度第10回熊野町農業委員会を閉会します。